

6. 9 29
3075

去

号

六

難いのであります。思ふて茲に到れば眞に九勝を寸断さるゝの處が起るのであります。
回顧すれば三十九年前、私は某鑄物工場に於て質地見習中、過つて機械に觸れ、不幸にして隻手を失つたのであります。

此事あつてから私は、其際既に鑄物工業の爲全生涯を捧ぐることが自己の使命なりとの確信を懷き、以て今日に至りました。大崎草分の我が工場こそ實に此の過去に於ける決意と覺悟とを如實に象徴するものであります。怒濤の押し返し打密するが如き従業員の不穩的行動に對しては、時に成行に委するの外なしと思ふこと再三に止まらなかつたのでありますが、一度工場と休戚を共にするの覺悟を定めたる以上は、今一段の勇氣を振ひ、力のあらん限りを盡し、同志の従業員諸子と共に協力奮闘して、此類勢を挽回せんことを期することが自分の責任であると信じたのであります。仍て一部従業員の認識の不足に基く行動に對しては嚴正に反省を求め、以て穩健なる従業員の掩護を圖り、更始一新の實を擧げんとする次第であります。之に依て、争議を惹起しましたことは已なを得ざることでありますから、此上は公正なる手段を講じ以て善處するの外はないのであります。

庶幾くば私の不明不徳は寛恕せられて前叙の事情及び經過を酌量せられ、舊愆御高配を賜はらんとを、敢て争議の經過顛末を記述し清覽を希ふものであります。以上